

第35回大空町農業委員会総会議事録

令和2年4月17日第35回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

3番 石田正俊	4番 苫米地正幸	6番 丹羽真治
7番 岡内浩之	8番 小久保謙	9番 長尾照幸
10番 早川敏幸	11番 渡邊恵二	12番 伊藤博幸
13番 井上良幸	14番 田中悟	15番 田中秀雄
16番 齊藤貞利	17番 赤石昌志	18番 岩原秀嗣
19番 佐藤廣治	20番 渡辺誠	21番 石田敦
22番 福田重幸	23番 岡本シゲ子	24番 遠藤哲也
25番 長谷川伸一	26番 永倉誠二	27番 山神正信

(2) 欠席者

1番 石原せつえ	2番 江口美世司	5番 澤井忠雄
----------	----------	---------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上透	主査 河西伸哉	主事 片山樹弥
主事補 河面玲央		

第35回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第35回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2大空町農業委員会憲章の朗読でございますが、現在、国内で新型コロナウイルス感染症が拡大している状況にありますことから、大空町の対策基本方針に基づき、会議時間の短縮及び発声による飛沫感染のリスク低減の観点から、憲章朗読を割愛させていただきますことをご了承願います。</p>
井上局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さんご苦労様でございます。</p> <p>ただいま石田敦委員が勤続継続17年の表彰をされました。</p> <p>長年にわたり農業委員としてご労苦大変ありがとうございます。</p> <p>今日は天気がいいんですけれども、春の作業も少しずつ始まっているように聞いております。ただ来週にはちょっとまた曇りだとか、天気はちょっとまだ悪くなるのかなっていう予報もでています。ですけれども、少しずつ温度も上がって春の作業も始まると思います。農業委員活動はもとより、自分の本職の農業も機械に気を付けられて、これからは進めていただきたいと思います。</p> <p>簡単ですけれどもご挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>この際活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>3月18日開催の第34回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第35回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後2時37分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p>

井上局長	<p>事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、24名であります。</p> <p>石原委員、澤井委員、江口委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計21件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、16番齊藤委員、17番赤石委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和2年4月17日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、親子間の贈与に関する案件です。図面については1ページ及び2ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長 委員長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上でございます。</p>

山神会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。 河西主査。
河西主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の経営が個人から法人に変更になったことに伴う賃貸借の設定の案件です。図面については、3 ページから 6 ページまでに掲載をしております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和2年4月17日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>賃貸借から売買へ移行する案件です。図面については1ページ及び2ページに掲載をしております。</p> <p>第2地区農業委員により3月23日にあっせん会を行っております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含め49.6ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第2地区農業委員により3月23日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 河西主査。
河西主査	【議案第 2 号利用権設定関係 1 番説明朗読】 1 番については、更新の案件です。そのため、図面を省略しております。また、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 借主の経営面積等は、議案に掲載している農地を含め 7.5 ha です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員 着席)

山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係 2 番から 4 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 番から 4 番説明朗読】</p> <p>2 番から 4 番については、借主の法人化に伴い残期間を同一条件で再契約するものです。図面につきましては、7 ページから 9 ページに掲載しております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案第 1 号利用権設定関係 1 番で説明したとおりです。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番から 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係 2 番から 4 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 5 番から 7 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 5 番から 7 番説明朗読】</p> <p>5 番から 7 番については、貸主の規模縮小に伴い、新規に賃貸借を設定するものです。</p> <p>3 月 26 日に第 3 地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面については、10 ページから 12 ページまでのとおりです。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p>

	<p>5番の借主の経営面積は、議案に掲載する農地を含め、26.4ha、労働力は3人です。</p> <p>6番の借主の経営面積は、議案に掲載する農地を含め、30.9ha、労働力は3人です。</p> <p>7番の借主の経営面積は、議案に掲載する農地を含め、38.6haです。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係5番から7番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係5番から7番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p>
	(〇〇委員 退席)
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和2年4月17日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号所有権移転関係1番説明朗読】</p>

山神会長	<p>1 番につきましては、平成 2 7 年度に農地保有合理化事業を利用しており、今回北海道農業公社より農地を購入するものです。</p> <p>1 番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に所有権移転関係 2 番から 6 番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>【議案第 3 号所有権移転関係 2 番から 6 番説明朗読】</p> <p>2 番から 6 番につきましては、2 番は平成 2 3 年に、2 番以外は平成 2 7 年度に農地保有合理化事業を利用しており、今回北海道農業公社より農地を購入するものです。</p> <p>2 番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>3 番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>4 番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>5 番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>6 番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 2 番から 6 番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより所有権移転関係 2 番から 6 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番から 3 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 河西主査。
河西主査	【議案第 3 号利用権設定関係 1 番から 3 番説明朗読】 1 番につきましては、1 月の総会で買入協議を行い、2 月の総会で売買の議決を頂いた案件です。2 番から 3 番につきましては、2 月の総会で買入協議を行い、3 月の総会で売買の議決を頂いた案件です。その際に説明をしましたので、今回は省略させていただきます。以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 1 番から 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 1 番から 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 4 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 河西主査。
河西主査	議案第 4 号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和 2 年 4 月 1 7 日提出 大空町農業委員会

	<p>会長 山神正信。</p> <p>【議案第4号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、3月23日に第2地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、山林となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>なお、図面につきましては、13ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては3月23日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>河西主査。</p>
河西主査	<p>議案第5号「下限面積(別段の面積)の設定について」平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面</p>

	<p>積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなった。</p> <p>また、「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから、今年度の下限面積（別段の面積）について、次のとおり設定したいので審議を求める。令和2年4月17日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第5号説明朗読】 以上です。</p>
山神会長	これより議案第5号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 河西主査。
河西主査	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 令和2年4月17日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。
山神会長	【報告第1号説明朗読】 この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)

山神会長	<p>次に報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>井上局長。</p>
井上局長	<p>報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」大空町農業委員会事務局規程第3条の規定により次のとおり事務局職員を任免したので報告する。令和2年4月17日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【報告第2号説明朗読】</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時14分)</p>